

令和5年11月20日

事業者
受講希望者 各位

主催：(一社)七尾労働基準協会
共催：石川県電気工事工業組合能登本部

低圧電気取扱業務特別教育（学科）講習会開催のご案内

労働安全衛生法第59条第3項では、低圧(600V以下)電気の取扱業務に労働者を従事させる場合、事業者は特別教育規程に定める安全のための特別教育を行わなければならない、と定められています。

つきましては、この特別教育を開催いたしますので、専属・臨時にかかわらず、事業場の電気設備の補修・管理など、電気の取扱業務を担当されている方であって、特別教育を修了していない方がおられましたら、七尾では年に一度開催のこの機会に受講されますようご案内いたします。

なお、低圧電気取扱業務を行う場合は、電気工事士を取得している方であってもこの特別教育の修了が必要となっています。

【根拠法令】

(労働安全衛生法第59条3項、労働安全衛生規則第36条第4号、安全衛生特別教育規定第6条)

【低圧電気とは】

(600V以下の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務等)

・・・・・・・・・・詳しくは労働安全衛生規則第36条第4号を！

※マスク着用は各自のご判断となります。

記

1 実施月日・会場

令和6年1月25日(木) [9:00~17:15]	七尾市小島町西部1-3 ワークパル七尾 (シルバー人材センター)
------------------------------	--

2 定員 30名

※ 但し、受付期日1/17までに受講希望者が10名未満の場合は中止とさせていただきます。中止となった場合は1/18(木)に申込者にその旨連絡し、受講料等は全額返金いたします。以上、ご了承のうえお申込み願います。

3 受付期日 令和6年1月17日(水)まで

※申込みはお早めをお願いします。

4 受講資格 18才以上の者

